

波佐見町指名競争入札業者選定審査委員会要綱

波佐見町指名競争入札業者選定審査委員会要綱

昭和62年4月1日

波佐見町告示第11号

(目的及び設置)

第1条 本町における建設工事のための指名競争入札参加者の、指名及び指名停止処分等を厳正、かつ、公平に行い、工事の適正な履行を確保するため、波佐見町指名競争入札業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- 1 一件の工事金額（入札に付する額）が、1、500万円以上の工事の入札参加者の指名に関する事項。
- 2 継続事業において、3回以上継続して施工している業者の指名に関する事項。
- 3 指名業者の指名停止処分に関する事項。
- 4 落札を保留した入札に関する事項。
- 5 その他重要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長には副町長を、副委員長には企画財政課長をもって充てる。
- 3 委員は、町の職員で次に掲げる職にある者とする。
 - 1 建設課長
 - 2 農林課長
 - 3 水道課長
 - 4 工事担当課長

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 委員会において審査する事項は、それぞれの課が提案する。

(審査申請)

第4条 委員会において審査すべき案件があるときは、企画財政課長は、会議開催日の2日前までに審査申請書（様式1）、又は指名業者の指名停止処分に関する審査申請書（様式2）、及

び落札の保留処分に関する審査申請書（様式3）を委員長に提出しなければならない。

（会議の非公開）

第7条 委員会の会議は、公開しない。

（報告書）

第8条 委員会は審査が終わったときは、報告書を町長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式1 (甲)

平成 年 月 日

波佐見町指名競争入札業者選定審査委員長 様

課長 ㊟

審 査 申 請 書

工 事 件 名				発 注 基 準	A B C			工 事 概 要			
	指 名 予 定 者	資 本 金	格 付		業 種	実 績			契 約 件 数 及 び 金 額		当委員会の審査対象となった工事で現在施工中の工事（工事名、金額、工期）及びその他参考事項。
		前年度	本年度	件数	金 額	件数	金 額				
		回	回		千円		千円				

※ 実積欄は、15、000千円以上を記載すること。

様式2

平成 年 月 日

波佐見町指名競争入札業者選定審査委員長 様

課 長

㊟

指名業者の指名停止処分に関する審査申請書

業 者 名	
工 事 名	
指 名 停 止 の 理 由	
経緯及び意見	

決	指 名 停 止 の 日 数	
	指 名 停 止 の 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
定	付 帯 事 項	

様式3

平成 年 月 日

波佐見町指名競争入札業者選定審査委員長 様

課 長

㊟

落札の保留処分に関する審査申請書

業 者 名	
工 事 名	
落札保留の理由	

調 査 結 果 の 概 要

当該価格により 入札した理由	
手持工事・資材 及び機械の状況	
労務者の具体的 供給見通し	
そ の 他 必要な事項	

経 緯 及 び 意 見

--

決定 落札・再度広告入札